

昭和二十八年三月五日提出
質問第三八号

終戦後連合軍に接收され講和発効により解除となつた事務所、住宅及び旅館等の補償に関する
質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年三月五日

提出者 櫻内 義雄

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

終戦後連合軍に接收され講和発効により解除となつた事務所、住宅及び旅館等の補償に關す

る質問主意書

終戦後連合軍により事務所、住宅及び旅館等を接收された者は、あるいは事務所を移転し、住宅を借入れ、あるいは營業を休止する等昨年末解除されるまで七年間苦痛を忍び犠牲を捧げてきたのである。

幸にして、講和発効により昨年末までに一応の解除は受けたが、接收中、軍機關としてあつた諸施設、将校宿舎としての施設等屋内設備の改装、模様替、増改築等の施工により解除後直ちに使用する事を得ない状況である。

これらに対する補償措置は如何。又、その補償額等は如何。

右質問する。